

令和 8 年 1 月 29 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

弘前市長 櫻 田 宏

市町村名 (市町村コード)	弘前市 (02-202)
地域名 (地域内農業集落名)	東目屋地区 (高野、館後、国吉、黒土、吉川、桜庭、平山、米ヶ袋、中野、中畑、番館)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月2日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】本地域はりんごと水稲が主体であり、平野部ではほ場整備が実施され、用排水路や樹園地内の農道が整備されているが、山間部では急傾斜の農地が多く、耕作が困難な園地の今後について検討が必要となっている。

【課題】農業者の減少や高齢化、耕作者不在農地の増加が見込まれており、農地の受け手の確保や担い手への集約化が必要となっている。

【農業者数】2015年:561人⇒2020年:435人(▲126人)

【耕地面積】2015年:510ha⇒2020年:402ha(▲108ha)

※農林業センサス、人・農地プランより

(2) 地域における農業の将来の在り方

・りんご及び水稲を主要作物とする。

・りんごでは山間部で収穫される高品質なりんごの栽培を維持しつつ、作業しやすい緩傾斜地等への集積を検討する。

・水稲では平野部での良質な米の生産を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	587.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	523.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員や農地利用最適化推進委員が利用調整を行う農地のあっせんや弘前市園地継承円滑化システム、農地中間管理事業を活用し、担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者の意向を考慮しながら、農地中間管理機構への貸し付けを進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域農業者の意向を把握しながら、必要に応じて基盤整備等の実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、経営体の意向を踏まえながら地区の担い手として育成していくため、関係機関が連携して実施する里親研修やひろさきスタートアップ塾のほか、青森県りんご協会が実施する青森県りんご産業基幹青年養成事業、JAつがる弘前が実施する農業後継者研修の活用を推進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稲及びりんごにおいて、作業の効率化が期待できる防除作業の共同化を図るため、民間への委託を推進するほか、りんごにおいては剪定請負組織の育成を強化し、労働力不足の解消を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①地域において侵入防止柵や檻の設置等を推進するほか、新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。 ⑩多様な補助労働力を確保するため、1日農業バイトアプリ「デイワーク」や市職員の兼業によるりんご生産アルバイト、農福連携の取組を活用する。				